

滋慶医療科学大学院大学 公的研究費不正使用防止計画

滋慶医療科学大学院大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)の趣旨および内容を踏まえ、「滋慶医療科学大学院大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程」第5条第3項に基づき、以下の不正防止計画を策定する。

1. 責任体系の明確化

不正の発生する要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的研究費の使用に関する責任体制やルールが十分に周知されていない。 ○ 研究者及び管理者の責任意識が時間とともに低下していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的研究費の使用に関する規程等をホームページで公表し、ルールを明確にする。 ○ 学内での公的研究費の使用に関する研修を定期的実施し、教職員に対して責任体制やルールの周知を徹底するとともに、教授会で定期的に注意を喚起する。

2. 研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正の発生する要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 規程を整備しても、時間経過とともにルールと実態がかい離していく。 ○ ルールの理解不足により、誤った行動が生じる。 ○ 慣れによりルールの軽視が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ルールを簡潔にまとめたマニュアルを作成し、周知を図る。 ○ 教授会や研修の機会を活用して、公的研究費の使用に関するルールを繰り返し伝える。 ○ 公的研究費の使用に関して包括的な内容の誓約書を全教職員から提出させる。 ○ 事務担当者は、決裁のルールを厳守する。 ○ 不正使用を行った研究者には管理責任者が直接注意をするとともに、氏名の公表や懲戒処分などの厳しい処分が行われることを周知する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正の発生する要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正防止計画を策定しても、不正使用の事案が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員に対して、教授会等で繰り返しルールの周知を図る。 ○ 不正防止計画の実施状況を確認し、欠陥があれば速やかに改善を図る。 ○ 他大学等の事例を参考にして、よりよい不正防止計画の遂行に努める。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度末に支出が集中することがある。 ○ 出張届・出張報告書の手続きが形骸化する。 ○ 事前申請の必要な書類が事後に提出される。 ○ 立替払いの精算が遅れる。 ○ 謝金が教員のみでの確認で支払われる。 ○ 取引業者に対する指導が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に予算の執行状況を研究者に報告し、また教学・事務の各々の責任者に報告する。 ○ 支出財源を問わず、出張報告書には具体的な用務内容、日時、場所、面会者等を記載し、その事実を証明する書類、領収書等を添付することを義務付ける。 ○ 事前申請のない書類は決裁しないルールを徹底する。 ○ 出張等の精算は速やかに行う事を徹底する。 ○ 謝金発生時には必ず事務担当者が確認を行う。 ○ 取引量の多い業者からは、不正行為を行わないことを誓約する書類の提出を義務付ける。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生する要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的研究費の不正使用についての相談窓口や通報窓口がわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教授会や研修の機会やホームページを活用して、学内外の相談窓口や通報窓口、及び担当者の周知を図る。 ○ 通報者の保護について、周知を図る。

6. 内部監査体制の強化

不正の発生する要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査の体制や監査の実施内容が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査室の体制を整備し、実効性の高い監査を実施する。 ○ 内部監査室において不正防止計画の検証を行い、必要な改善を図る。 ○ 監査結果を教授会に報告し、改善策を学内に周知する。